



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★日比谷公園で、暑さ対策に向けた緑化技術の公開テストを実施（国土交通省より）

国土交通省は、新しい緑化技術の開発・発信と暑熱対策の推進を目的として、平成29年8月5日から平成29年9月24日まで、日比谷公園において自立型の緑化壁を設置し、壁面緑化技術の公開テストを実施します。設置期間中、①夏の酷暑の状態における植物生育の安定性、②緑化資材の固定方法や資材そのものの耐久性、③表面温度や体感温度の測定等に関する調査を行い、一般の方々も緑化壁を見学することができます。日比谷公園の近くを通る方は、足を延ばしてみてもはいかがでしょうか。調査成果は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における暑熱対策への活用が検討されています。

出典：国土交通省HP「緑で都市を冷やします！ ～暑さ対策に向けた緑化技術の公開テストを日比谷公園で実施～」
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000255.html（アクセス日：2017年8月8日）

★合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」の公開（林野庁より）

林野庁は、平成29年5月20日に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」等を踏まえ、同年5月22日に合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しました。同法は、日本や原産国の法令に適合して伐採された木材や、その製品の流通及び利用の促進を目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置を定めています。「クリーンウッド・ナビ」は、木材関連事業者の方々が、取り扱われる木材等の合法性を適切に確認できるように、主要な生産国における木材の流通や関連法令等に関する情報を収集・整理し、提供しています。

出典：林野庁HP「合法伐採木材等に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」
<http://www.rinya.maff.go.jp/i/riyou/goho/index.html>
林野庁HP「クリーンウッド法の概要」
<http://www.rinya.maff.go.jp/i/riyou/goho/summary.html>（アクセス日：2017年8月8日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



ESG対話プラットフォーム

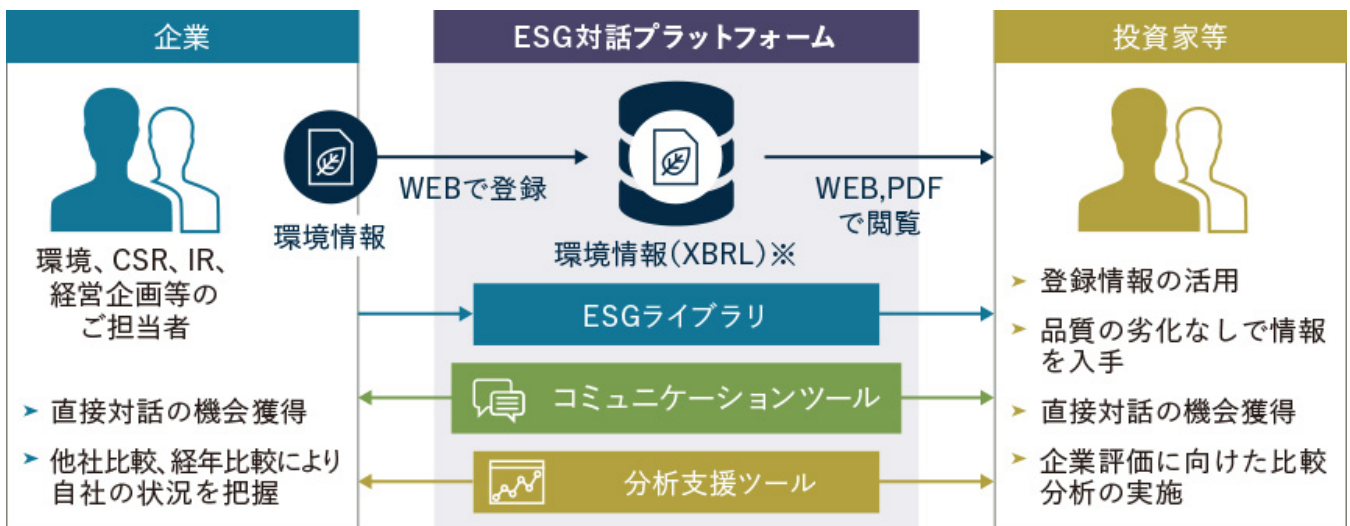
ESG対話プラットフォームとは？

環境省では、環境活動に積極的に取り組む企業が投資家等から適切に評価され、適切に資金が流れる社会の構築を目指しています。そのため、企業と投資家等が集い、環境情報を中心とした実質的な対話を行う「ESG対話プラットフォーム」の本格運用に向けた実証事業を平成25年度から実施しています。

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の英語の頭文字を合わせた言葉です。近年、企業の財務情報のみならず、ESGを考慮して中長期的な企業成長と企業価値の創造を意識して投資を行う、ESG投資への関心が高まっています。ESG投資では、気候変動や生物多様性、水資源等の環境問題への取り組み、株主・顧客・従業員・地域社会等の社内外のステークホルダーとの関係性、コーポレートガバナンスやコンプライアンス等への取り組みといった、財務諸表の数値にあらわれない非財務情報も含めて投資先の評価を行い、投資判断を行います。

ESG対話プラットフォームの仕組み

ESG対話プラットフォームは、データベース機能と直接対話機能を一体化した世界初のシステムです。低炭素・脱炭素活動を含む持続可能な取組を行う企業へ適切な資金が流れる社会経済を目指し、環境の情報開示と企業と投資家等の対話を支援します。企業の環境情報にアクセスする際の利便性を向上し、比較・分析や、企業と投資家等の豊かなESG対話を促進するツールを提供しています。



出典：環境省「環境情報開示基盤整備事業」 <https://www.env-report.env.go.jp/portal.html>
(アクセス日:2017年8月11日)



「持続可能な開発目標(SDGs)」と環境の関わり

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは

2015年の9月に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これにより、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標が掲げられました。この目標が、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」です。国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標の達成を目指します。



出典：国連広報センター「持続可能な開発目標 (SDGs) とは」
<http://www.un.org/ja/development/dsd/2030agenda/>
 (アクセス日:2017年8月7日)

平成29年版環境白書における「SDGsと環境の関わり」

平成29年版「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」が公表されました。今年度は、「環境から拓く、経済・社会のイノベーション」をテーマとして、国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」やパリ協定を踏まえた国内外の動向とともに、これらの目標達成の鍵となる、環境・経済・社会の諸課題の同時解決に向けた我が国の方向性や取組事例等を紹介しています。

「SDGsと環境の関わり」の章では、SDGsの17のゴールに、「ゴール6 (水)」、「ゴール12 (持続可能な生産・消費)」、「ゴール13 (気候変動)」、「ゴール14 (海洋)」、「ゴール15 (生態系・森林)」等のゴールが含まれていることから、環境と関わりが深くなっていることを示しています。また、一見環境との関わりが浅い「ゴール5 (ジェンダー平等)」においても、ゴールを達成するための手段の一つとして、「女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する」と明記されており、森林、土壌、水、大気、自然資源等、自然によって形成される資本 (ストック) である自然資本を利用することが、ゴールの達成に深く関わることを示しています。

さらに、「ゴール8 (雇用)」では、「包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク)」が目標であり、そのためには、ターゲット8.4で示しているように「世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を収める」ことが重要とされています。

このように、各ゴールはターゲットを介して環境との結び付きが示され、持続可能な開発の三側面 (環境、経済、社会) は一体不可分であるという考えが貫かれています。

出典：環境省「平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書について」
<http://www.env.go.jp/press/104134-print.html>(アクセス日:2017年8月7日)



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPO リスクアマネジメント作成)

脱炭素社会

脱炭素社会とは、CO₂などの温室効果ガス排出量を低く抑える低炭素社会からさらに踏み込み、温室効果ガス排出量がゼロまたはマイナスの社会を指します。2015年12月のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択された「パリ協定」では、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成すること」が規定されており、全世界が温室効果ガス排出を実質的にゼロにしていく方向性が示されました。脱炭素社会の実現に向けて、各国・各企業が温室効果ガス排出量の削減目標を策定し、排出量を削減させるための具体的な施策の計画・実行に取り組んでいます。

SBT (科学と整合した目標)

パリ協定では、今世紀末までに地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑えるシナリオ（2℃シナリオ）が盛り込まれており、この2℃シナリオの実現に向けて、企業が2℃シナリオに即した温室効果ガス排出量の削減目標を策定することが期待されています。SBT（Science Based Targets：科学と整合した目標）は、この2℃シナリオと同水準の目標であり、英国のNGOであるCDP、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）、UNGC（国連グローバルコンパクト）が提唱・推進しています。全世界で293社がSBTの開発を表明しており、日本企業9社を含む、62社の削減目標がSBTとして承認されています（2017年8月現在）。

RE100

RE100は、事業活動で消費する電力を再生可能エネルギー（Renewable Energy：バイオマス、地熱、太陽光、水力、風力）由来の電力から100%調達することを目標に掲げる企業イニシアティブです。RE100は、国際NGOであるThe Climate Groupが2014年に開始した取り組みであり、全世界で日本企業1社を含む、102社が加盟しています（2017年8月現在）。脱炭素社会を実現させるうえで、化石燃料の消費を抑えて再生可能エネルギーを活用することが求められるなか、RE100は欧米企業を中心とした活動として注目されており、今後、日本を含むアジア企業への普及が期待されます。

ぶなの森ニュース

2017年9月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 0120-69-5432

(クライアントサービス第二部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。